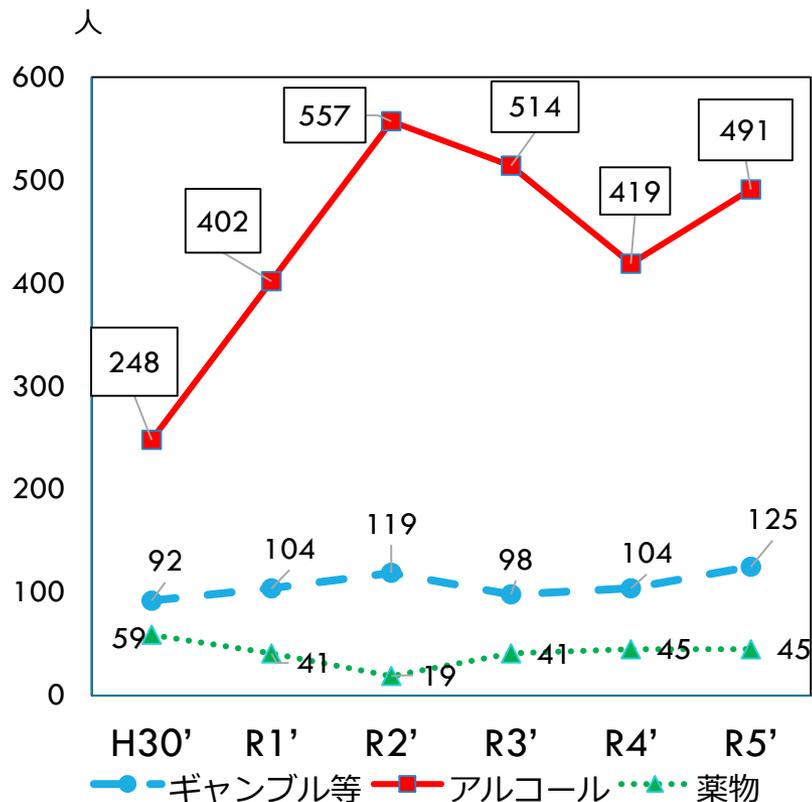




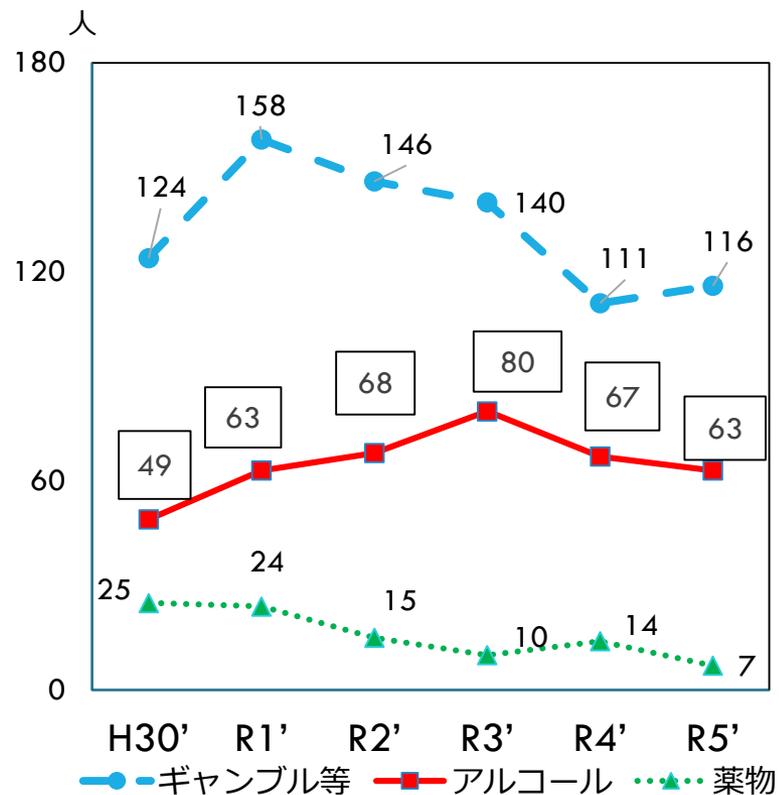
アルコール健康障害に関する本県の現状

相談拠点（こころの健康センター及び保健所（9か所））相談実績

電話相談



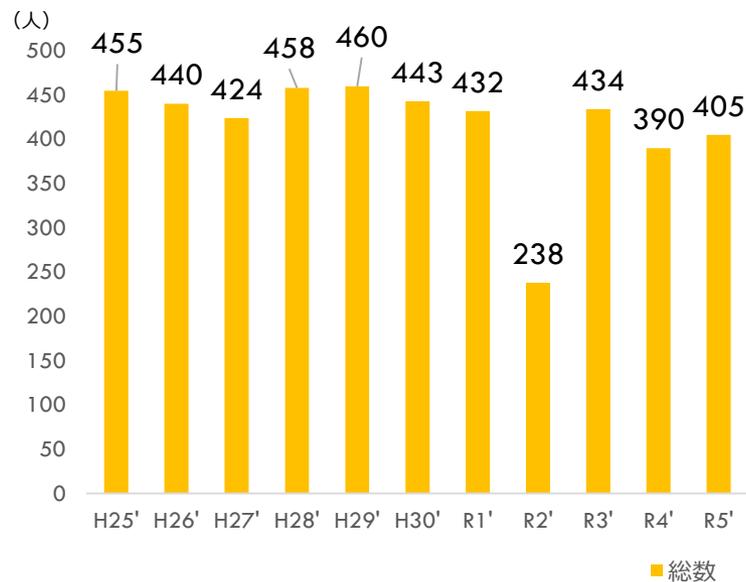
来所相談



※各機関報告

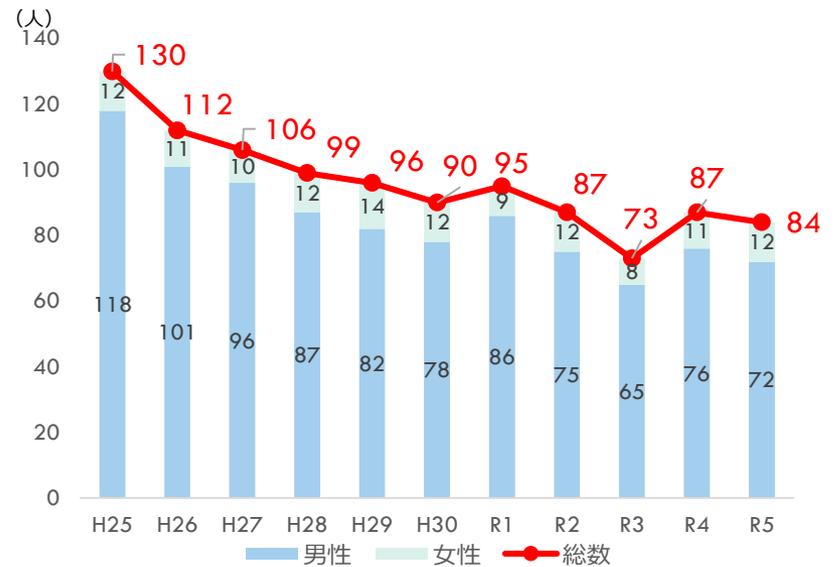
アルコール依存症患者の状況

アルコール使用による精神及び行動の障害における
自立支援医療受給者数の推移（三重県）



出典：三重県調査

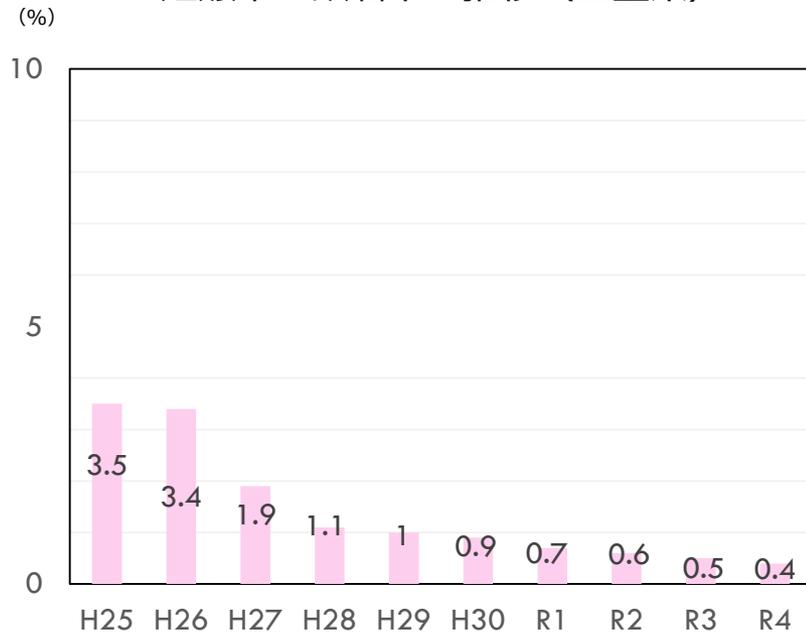
アルコール使用による精神及び行動の障害における
入院者数の推移（三重県）



出典：厚生労働省「精神保健福祉資料（630調査）」

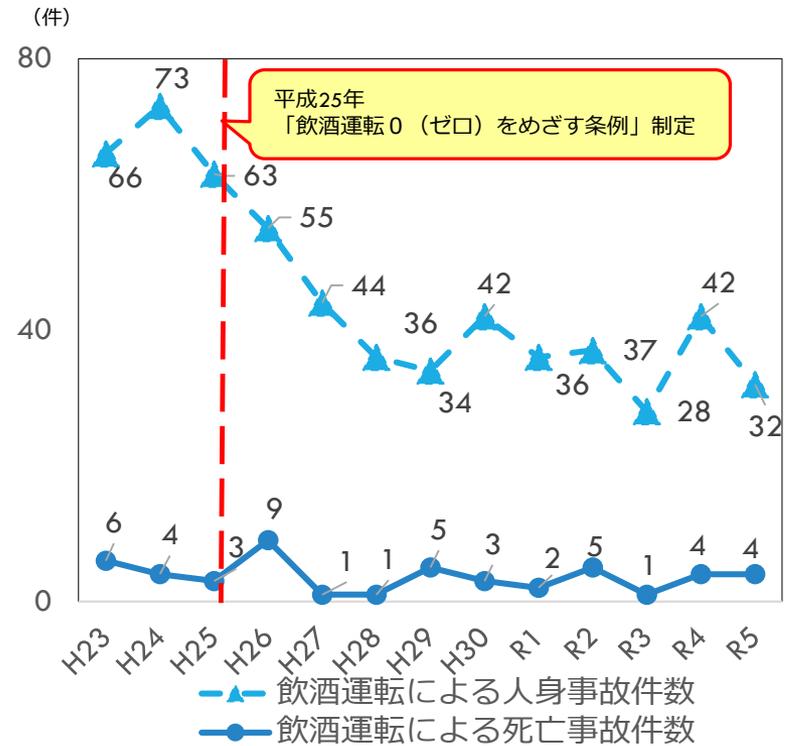
飲酒者／関連問題の現状

妊娠中の飲酒率の推移（三重県）



出典：三重県 母子保健報告

飲酒運転事故等の推移（三重県）

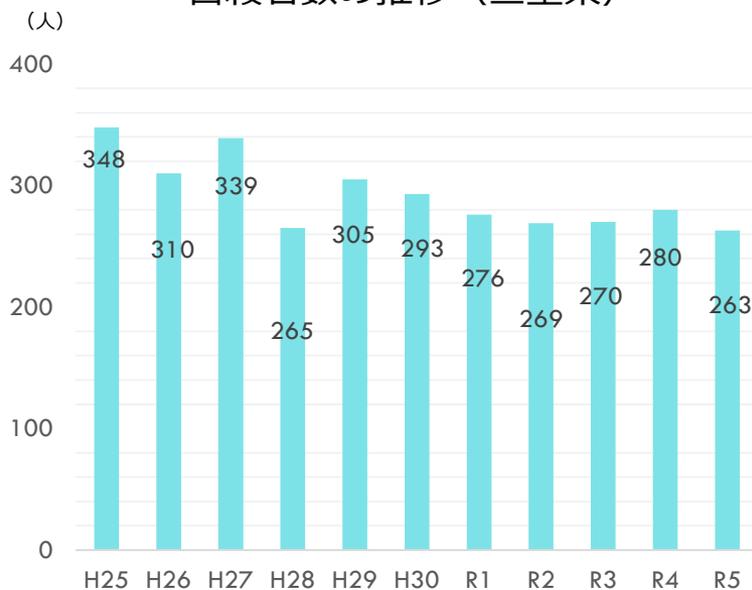


出典：三重県「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす年次報告」

関連問題の現状

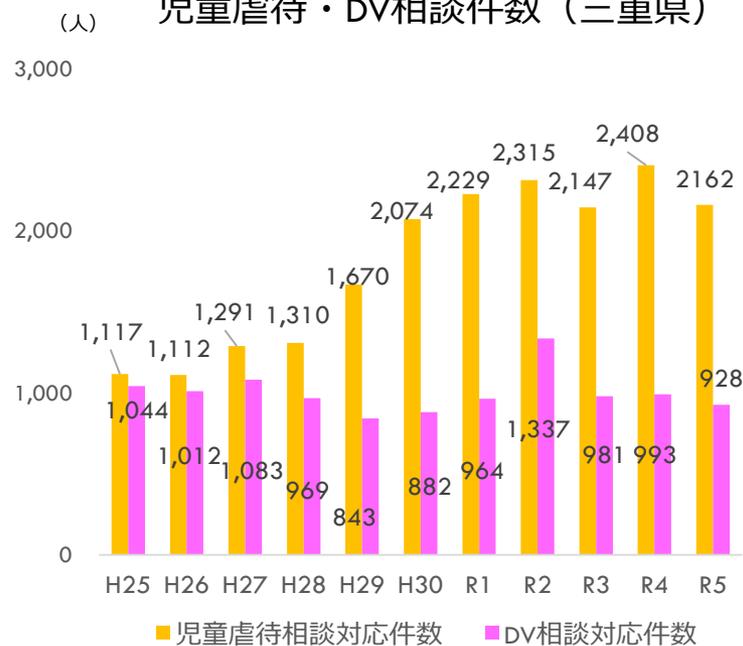
※アルコール健康障害関連以外の要因も含む

自殺者数の推移（三重県）



出典：厚生労働省「人口動態統計」

児童虐待・DV相談件数（三重県）



出典：三重県 女性相談所調べ
：三重県「子どもを虐待から守る条例第27条に基づく年次報告書」

三重県の飲酒運転防止対策の取組（条例の制定、計画の策定）

三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例（H25.7.1施行）

制定の背景

- ・ 法律で厳罰化されるも、飲酒運転がなくなるしない
- ・ 厳罰化とは違う観点からの対応が必要との認識



飲酒運転の根絶に関する施策を、総合的かつ計画的に推進し、県民が安心して暮らせる社会を実現することを目的として、条例を制定
◎基本方針：規範意識の定着と再発防止



「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」
第三次計画（R3年度～R7年度）による取組を推進中。

三重県の特徴

- 飲酒運転根絶のための知識の普及、教育を推進
- 飲酒運転違反者にはアルコール依存症の受診義務（三重県公安委員会が違反者情報を知事に提供）
- 飲酒運転とアルコール問題相談窓口の設置

全国の制定状況（R6.3末時点）

北海道○、宮城県、山形県、千葉県、石川県、三重県◎、和歌山県◎、岡山県、福岡県◎、大分県、沖縄県 ※◎：受診義務 ○：保健指導

基本目標	・ 飲酒運転による人身事故件数
活動目標	・ ハンドルキーパー推進店の指定 ・ 企業等における社内教育の実施 ・ 各種交通安全講習会等における飲酒運転防止教育の実施率 ・ 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率 ・ 飲酒運転違反者の受診率

規範意識の定着

規範意識の定着に向けた取組

- 小売酒販組合連合会が開催する酒類販売管理研修で飲酒運転の現状や条例の取組み等について紹介（年間約700事業所が受講）
- 飲食店等の酒類提供店、コンビニ、ドラッグストア等の酒類販売店に条例のチラシ、ステッカー等を掲出
- 花火大会での飲酒運転防止の呼び掛け
- 道路電光掲示板での注意喚起
- 商業施設等でイベントを開催
- 知事出演によるラジオCM放送
- 啓発動画をWEB配信（15秒広告）
- 飲酒運転0をめざす推進運動の日（12/1）のイベント開催
- 関係団体による啓発活動（県・警察と連携）
- 発生状況に応じた警察による取締りの強化



12月1日飲酒運転0（ゼロ）
をめざす推進運動の日

ステッカー



チラシ



再発防止対策

アルコール依存症に関する受診の状況

再勧告R3年度～

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
飲酒運転事故件数(年)	63	55	36	34	42	36	37	28	42	32
受診率 (年度) %	45.2	43.7	37.8	42.0	46.8	47.3	51.2	55.4	59.0	58.6
受診通知 件数 (年度)	542	744	473	436	417	395	381	276	324	302
相談件数 (年度)	111	180	126	91	103	93	101	72	98	102

再犯者

- ・ 受診義務通知件数は長期的に減少傾向
- ・ R5年度の再犯者は飲酒運転違反者のうち**6.0%**
(飲酒運転違反者**302**人のうち再犯は**18**人)

勧告

- ・ 報告期限 (60日) 後も報告がない場合に勧告を実施

再勧告

- ・ 令和3年度以降、勧告後も報告がない場合に再勧告を実施
→受診率向上 通知 (黄色) → 勧告 (ピンク色) → 「再勧告」 (赤紙) の効果!

相談窓口

- ・ 環境生活部くらし・交通安全課に設置している「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、違反者本人や家族等からの相談に対する助言指導等により受診促進

